

## 香川県産木材認証制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、「香川県産木材認証制度のためのガイドライン(平成25年1月31日公表)」に基づき、香川県産木材認証制度運営協議会(以下「協議会」という。)が、香川県産木材の認証を行う上で必要な事項について定めるものである。

### (香川県産木材認証の種類)

第2条 協議会が行う香川県産木材の認証の種類は、次のとおりとする。

(1) 産地認証

香川県内で生育したヒノキ・スギ等であり、かつ合法的に伐採された木材であることを証明すること。

(2) 品質認証

産地認証された木材を加工した製品であり、かつ一定の基準を満たした品質・性能であることを証明すること。

### (産地認証等の対象)

第3条 産地認証及び品質認証の対象は、丸太、杭加工材、丸棒加工材、製材(構造材、造作材、下地材)、集成材、合板、その他木材製品とする。

### (香川県産木材認証機関の申請)

第4条 協議会の香川県産木材認証機関(以下「認証機関」という。)として、香川県産木材の産地認証及び品質認証を行おうとする森林組合、素材生産業者、製材業者等の事業者は、認証機関認定申請書(様式1号)又は認証機関認定(継続)申請書(様式1号-2)を別記1で定める手数料とともに、協議会に提出するものとする。

### (認証機関の審査及び結果の通知)

第5条 協議会は、前条第1項の認定申請を審査するため、審査委員会を設置するものとする。

2 審査委員会は、事業者から認定申請を受けたときは、第6条の認定要件について書類審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、認定の可否を決定するものとする。

3 協議会は、審査委員会の決定に基づき、申請者に審査結果を通知するものとし、認定された申請者は、審査結果を受けて速やかに別に定める登録料を納入する。

### (認証機関の認定要件)

第6条 認証機関は、次の要件をすべて満たさなければならない。

(1) 第3条の認証の対象となる県産木材又は加工製品と、それ以外を分別して保管する場所及びその管理方法が定められていること。

(2) 管理簿等により、入荷及び在庫に関する情報を把握できること。

(3) 認証に関する書類等を5年間保存すること。

(4) 認証制度に関する責任者が1名以上選任されていること。

(認証機関への認定書交付及び公表)

第7条 協議会は、認定した事業者に認証機関認定書(様式2号)を交付するとともに、その名称、代表者、住所、認定機関番号、認定年月日を協議会のホームページ等で公表するものとする。

2 認証機関認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。

(香川県産木材の認証方法)

第8条 協議会又は認証機関は、第9条の認証基準について確認し、適合していると認めるときは、次の方法により産地認証及び品質認証を行うものとする。

(1) 産地認証

認証機関は、認証した県産木材又は加工製品を出荷するときに、産地認証書(様式3号)を発行するとともに、県産木材又は加工製品に樹種、産地、認定機関番号等の産地表示を行うものとする。

(2) 品質認証

ア 認証機関は、認証した加工製品を出荷するときに、(1)の産地認証の写しを添付した材面等の目視検査に基づく品質認証書(様式4号)を発行するとともに、加工製品に樹種、産地、材面品質、寸法、認定機関番号等の品質表示を行うものとする。

イ 協議会は、住宅の施主などの加工製品を納入した者から、別記2で定める検査手数料とともに、含水率認証申請書(様式5号)の提出があったときは、理化学検査に基づく含水率認証書(様式6号)を発行するものとする。

(産地認証等の基準)

第9条 次の基準をすべて満たすときに、産地認証を行うものとする。

(1) 香川県内で生育したヒノキ・スギ等を合法的に伐採したことが、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林届出書」等で証明できること。

(2) 上記(1)の県産木材又は加工製品であること。

2 次の基準をすべて満たすときは、品質認証を行うものとする。

(1) 第1項により産地認証された加工製品であること。

(2) 日本農林規格(JAS)の品質基準に準じて、協議会が別に定める「香川県産木材品質認証基準」に適合していること。

(認証実績の報告及び公表)

第10条 認証機関は、産地認証及び品質認証に関する前年度実績を毎年5月末までに、様式7号により協議会に報告するものとする。

2 協議会は、認証機関の実績報告書を取りまとめ、協議会のホームページ等で公表するものとする。

(認証制度の運用検査等)

第11条 協議会は、産地認証の運用等が適正であるかを確認するため、原則として年1回、認証機関を検査するものとし、認証機関はこの検査の実施に協力しなければならない。

2 協議会が行った認証機関に対する運用検査等が適正であるかを確認するため、県が原則として年1回実施する検査に、協議会は協力しなければならない。

(認証機関の取消し)

第12条 協議会は、認証機関が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第8条に基づく各種認証書や産地表示、品質表示に虚偽があったとき。
- (2) 認証機関が第6条の認定要件に適合しなくなったとき。
- (3) 認証機関から認定の取消申請があったとき。

2 認定を取り消したときは、認証機関認定取消通知書(様式8号)により、当該認証機関に通知するものとする。また、悪質と判断されるときは、認証機関名を協議会のホームページ等で公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年3月14日から施行する。
- 2 平成26年8月20日一部改正
- 3 平成28年4月7日一部改正 継続申請分から適用する。
- 4 平成30年4月2日一部改正

別記1

新規	認定申請手数料	5,000円	
	登録料	15,000円	(年額5,000円 3年分)
更新	登録料	15,000円	(年額5,000円 3年分)
研修	研修手数料	10,000円	(1団体)

別記2

品質検査手数料	実費
---------	----